

吉富町・公益財団法人さわやか福祉財団包括連携協定書

吉富町（以下「甲」という。）と公益財団法人さわやか福祉財団（以下「乙」という。）は、つぎのとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、相互に協力し、甲及び甲をモデルとし福岡県内外での地域包括ケアシステムの構築に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を実現するため、次に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- （1）地域におけるふれあい・助け合いづくりの創出に関する事
- （2）社会参加を通じた生きがいづくり・地域支援活動の推進に関する事
- （3）その他、前条の目的を実現するために必要な事項に関する事

（連携事項の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが連携事項の変更を申し出たときは、その都度協議の上必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定書の有効期間は締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲及び乙いずれからも書面による終了の通知がない場合、本協定書の有効期間は1年ごとに自動更新されるものとする。

（費用負担）

第5条 費用が発生する取り組みについては、甲及び乙が協議の上、その負担割合を定める。

（その他）

第6条 本協定書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、甲乙協議の上定める。  
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自1通を保有する。

平成27年7月22日

甲 福岡県築上郡吉富町大字広津226番地1  
吉富町長

今富 寿一郎

乙 東京都港区芝公園2丁目6番8号  
公益財団法人さわやか福祉財団 理事長

清水 肇子

吉富町

公益財団法人さわやか福祉財団

包括連携協定書

吉 富 町

公益財団法人さわやか福祉財団